

緊急消防援助隊広域活動拠点の実現可能性の検証（考え方）（案）

1 対象都道府県及び選定の理由

| 都道府県 | 選定の理由 |
|------|--|
| 静岡県 | 東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関して中央防災会議幹事会が策定した各計画で、静岡県は、想定される都道府県別の緊急消防援助隊の派遣の規模が最大である。 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震の新たな被害想定に基づく各計画は、今後策定される予定であるが、これらの計画でも、同様になるものと予想される。 |
| 宮城県 | 宮城県は、東日本大震災で最大の被災県である。また、緊急消防援助隊の派遣の規模も最大であり、その長期にわたる活動で多くの問題が生じた。 この検証を通して、広域活動拠点の整備により事態がどのように改善されるかを探ることができる。 |
| 三重県 | 三重県は、平成10年度から広域防災拠点の整備を進めてきた。現在は、全県域をサポートする後方支援拠点となる北勢拠点の整備とともに、各広域防災拠点との連携と役割の明確化等について検討を進めている。 これらの広域防災拠点を緊急消防援助隊の広域活動拠点として活用することを想定した検証により、このような取組の有用性を具体的に示すことができる。 |

2 情報の収集

文献調査、関係機関へのヒアリング等により、次に掲げる情報を収集する。

- (1) 1 の対象都道府県（以下「対象県」という。）の地域防災計画
- (2) 対象県の緊急消防援助隊受援計画
- (3) 対象県の市町村の消防を応援し、又は支援することとなる都道府県の緊急消防援助隊 応援等実施計画
- (4) 対象県が防災に関して締結している協定
- (5) 大規模地震・津波災害に係る対象県の被害予想
- (6) 緊急消防援助隊広域活動拠点としての活用が考えられる施設の整備状況
- (7) その他必要な情報

3 条件の設定

(1) 宮城県

東日本大震災と同程度の災害の発生を想定し、2 で収集した情報、東日本大震災での緊急消防援助隊の出動状況及び次に掲げる計画等を踏まえて、応援活動に当たる緊急消防援助隊の部隊の種類、規模、活動期間、宿营地その他検証に必要な条件を設定する。

- ア 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
- イ 緊急消防援助隊運用要綱

ウ 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

エ その他緊急消防援助隊の活動に関する計画等

(2) 静岡県

東海地震による災害の発生を想定し、2 で収集した情報、(1) に掲げる計画等及び次に掲げる計画等を踏まえて、応援活動に当たる緊急消防援助隊の部隊の種類、規模、活動期間、宿营地その他検証に必要な条件を設定する。

ア 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画

イ 東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

(3) 三重県

東南海・南海地震による災害の発生を想定し、2 で収集した情報、(1) に掲げる計画等及び次に掲げる計画等を踏まえて、応援活動に当たる緊急消防援助隊の部隊の種類、規模、活動期間、宿营地その他検証に必要な条件を設定する。

ア 「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画

イ 東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

4 シミュレーション及び需要の予測

3 で設定した条件の下で、緊急消防援助隊の応援活動及び対象県の受援活動のシミュレーションを行う。また、これに基づき、先に求めた「標準的な需要を求める数式」を用いて、緊急消防援助隊に発生する需要を時系列的に予測する。

5 検証

4 で予測した需要を満たすために広域活動拠点として必要な、又は推奨される機能が確保される可能性を検証する。また、それを高めるための課題を抽出し、改善策を提案する。

具体的な検証事項を例示すると、次のとおりである。

(1) 場所としての緊急消防援助隊広域活動拠点

ア 必要な規模の有無

イ 立地の適切性

ウ 給油取扱所までの距離

エ 使用の自由度

オ ヘリコプターの離着陸の容易性

カ 滞在に供することができる耐震性の高い建物の有無

キ 備えている自家発電機、給排水設備、調理設備、空調設備、入浴設備等の能力

ク 所有者及び管理者との協定の内容（協定が締結されている場合）

ケ 自衛隊、警察等との競合の可能性

コ 被災者の避難場所、災害ボランティアの宿营地等として使用される可能性

サ 整備、維持管理及び使用に要する経費

(2) 仮設トイレ

ア 仮設トイレの備蓄量及び供用対象

イ 仮設トイレの設置に関する協定の内容（協定が締結されている場合）

ウ (1)の場所に仮設トイレを設置することの容易性

エ 仮設トイレの備蓄及び設置に要する経費

(3) 生活排水（屎尿を含む。）

生活排水が処理される可能性

(4) 仮設シャワー

ア 仮設シャワーの備蓄量及び供用対象

イ 仮設シャワーの設置に関する協定の内容（協定が締結されている場合）

ウ (1)の場所に仮設シャワーを設置することの容易性

エ 仮設シャワーの備蓄及び設置に要する経費

(5) 生活用水

生活用水が確保される可能性

(6) 車両用燃料

ア 車両用燃料の備蓄量及び供給対象

イ 車両用燃料の供給に関する協定の内容（協定が締結されている場合）

ウ 車両用燃料の備蓄及び供給に要する経費

(7) 重機

重機が確保される可能性

(8) 車両の点検・補修

車両の点検・補修を受けることができる可能性